○経済産業省告示第二百九十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年十二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更後）	（変更前）
410201	君澤　裕次	渡辺　裕次
414248	梶原　彩那	橋場　彩那

○経済産業省告示第二百九十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
215397	浅井　真吾

○経済産業省告示第二百九十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
409619	菅　智	409625	神薗　悠一
409628	小路　俊介	409629	井上　啓

○経済産業省告示第二百九十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において読み替えて準用する第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　ゴールディンフィナンシャルグローバルスクエア８―１０Ｆ、７ワンタイロード、クロンベイ、クロン、香港

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター　ファーストグループセンター８Ｆ、１４ワンタイロード、クロンベイ、クロン、香港

（四）　変更年月日　平成二十八年十二月五日

○国土交通省告示第千四百二十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十四第二項の規定に基づき、指定試験機関から住所及び特定試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　一般財団法人日本海洋レジャー・振興協会の住所

（一）　変更前の所在地　神奈川県横浜市中区太田町四丁目四十七番地

（二）　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地

（三）　変更年月日　平成二十八年十二月十九日

二　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所及び関東事務所の所在地

（一）　変更前の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号

（二）　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地

（三）　変更年月日　平成二十八年十二月十九日

○国土交通省告示第千四百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土居川

（二）　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県鳥取市有富

字土居　七八五番

七八七番から七九一番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和二十三年建設省告示第二百六十三号で指定した有富川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市有富

字土居　四五六番一地先河川敷　一号

七八四番　二号及び三号

七八三番二　四号

七九一番　六号

七九四番　八号

四四〇番　九号及び十号

四五七番一地先河川敷　十一号

字土居ノ一　七七〇番　五号

字梅ケ坪　八〇一番　七号

二（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮塚谷川

（二）　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭

字宮塚谷奥　二五七番　一号から三号まで

二五八二番二　七号

二五六八番　四号

二五八三番一　五号及び六号

三（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

四万谷川

（二）　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百七十八号で指定した四万谷川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県東伯郡三朝町大字三朝

字四万谷　六八八番四　一号から三号まで

字段　六九〇番一　四号から七号まで

○国土交通省告示第千四百二十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・一一パーセント」を「〇・一七パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「〇・〇八パーセント」を「〇・三パーセント」に改め、同表二の項利率欄中「〇・一パーセント」を「〇・三パーセント」に改め、同表三のイの項利率欄中「〇・〇八パーセント」を「〇・三パーセント」に改め、同表三のロの項及び同表四の項利率欄中「〇・一パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年十二月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。